

中部電力株式会社による独占禁止法違反被疑事件の処理及び「電力の部分供給等に係る独占禁止法上の考え方」の公表について

平成13年11月16日
公正取引委員会

1 はじめに

公正取引委員会は、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）が特定規模電気事業者（以下「新規参入者」という。）であるA社の電力小売事業への部分供給による参入を妨害している疑いで審査を行ってきたが、独占禁止法上の問題は認められなかったことから、本件審査を打ち切ることとした。

（注）特定規模電気事業者とは、電力の小売供給の自由化対象となる需要家の需要に応じて電力を供給する事業を営むことについて、経済産業大臣に届出をした者をいう。

自由化対象となる需要家とは、電力の使用規模が原則2000キロワット以上であり、かつ、2万ボルト以上の特別高圧送電線から受電している需要家のことをいう。

2 電力の部分供給等に係る独占禁止法上の考え方

部分供給について、現行の「適正な電力取引についての指針」では、具体的に想定していないもの等がみられたことから、本件審査の結果を踏まえ、別紙のとおり、「電力の部分供給等に係る独占禁止法上の考え方」を作成した。

3 中部電力に対する指摘等

- (1) 本件審査を打ち切るに当たり，中部電力等に対して，本件の部分供給交渉の経緯を踏まえ，以下の内容の指摘を行うとともに，違反行為の未然防止の観点から，中部電力に対し，「電力の部分供給等に係る独占禁止法上の考え方」を説明した。

ア 事故時バックアップ契約の料金の設定

新規参入者が需要家向けに電力を供給する際には，事故時に電力会社から供給を受けるため事故時バックアップ契約を締結する必要がある。事故時バックアップ契約の料金の構成及び水準は，接続供給約款に基づくものであり，それなりの合理性を有するものと考えられるが，単一のメニューしか提示されておらず，かつ，料金水準は事故が起これなくても高いものであり，新規参入者にとってはかなりの負担となることから，事故時バックアップ契約の料金メニューの多様化が望ましい旨，また，今後，部分供給や常時バックアップによる新規参入者が増加した場合には，よりその実態を反映した事故時バックアップ契約の料金が設定されることが望ましい旨，中部電力に対して指摘した。

なお，所管省庁である経済産業省に対しても，接続供給約款に基づく事故時バックアップ契約の料金の在り方について，上記の点を踏まえ問題点の指摘を行った。

イ 部分供給料金メニューの限定

部分供給を受ける時間帯は需要家により選択されるものであることから，季節別時間帯別料金のみ提示が直ちに独占禁止法上問題となるものではないと考えられるが，昼夜で発電量の差がない電源を有する新規参入者にとっては，電力会社から，部分供給料金メニューとして季節別時間帯別料金のみを提示される場合には，夜間の余剰電力の購入先を電力会社以外に見出すことが難しくなるため，部分供給に当たっても多様な料金メニューが提示されることが望ましい旨中部電力に対して指摘した。

- (2) なお，中部電力は，本年3月以降，従来から設定している全量購入料金標準メニューに加え，需要家向けに新たな全量購入料金メニュー（契約期間を1年間とし，標準メニューに比べ，電力量料金は若干低い，但し，一定量以上使用しなかった場合には，使用しなかった量に応じて未達料金を課すことを内容とするもの）を提示しているが，独占禁止法上問題と認められるものではなかった。

4 今後の取組

公正取引委員会は、IT・公益事業タスクフォースを設置して、IT関連分野及び公益事業分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行っているところであるが、電力供給の部分自由化に伴う電力小売市場への参入の動きが引き続きみられることから、新規参入者の電力小売事業への参入が妨害されることのないよう、今後とも引き続き監視していくこととする。

また、「適正な電力取引についての指針」に併せ、別紙の「電力の部分供給等に係る独占禁止法上の考え方」を周知し、違反行為の未然防止に努めていくこととする。

別紙部分についての問い合わせ先

公正取引委員会事務総局経済取引局調整課

電話 03 - 3581 - 5483 (直通)

本文についての問い合わせ先

公正取引委員会事務総局審査局IT・公益事業タスクフォース

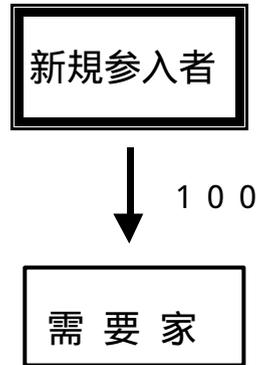
電話 03 - 3581 - 1779 (直通)

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

新規参入者による電力供給形態

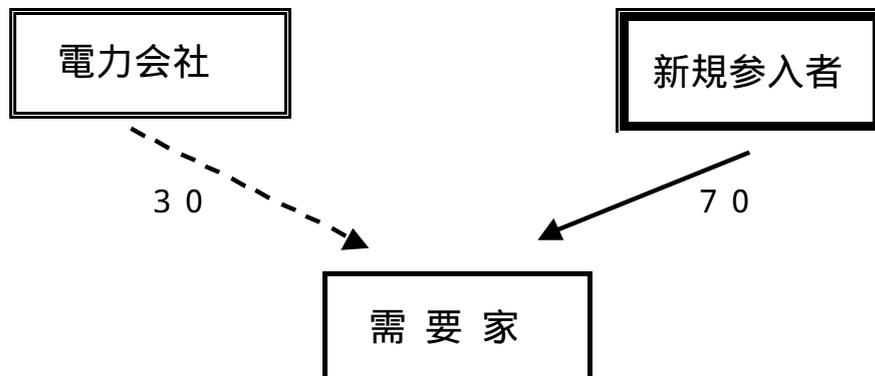
全量供給

新規参入者が需要家に電力を全量供給する（電力会社からは事故時等のバックアップ）形態



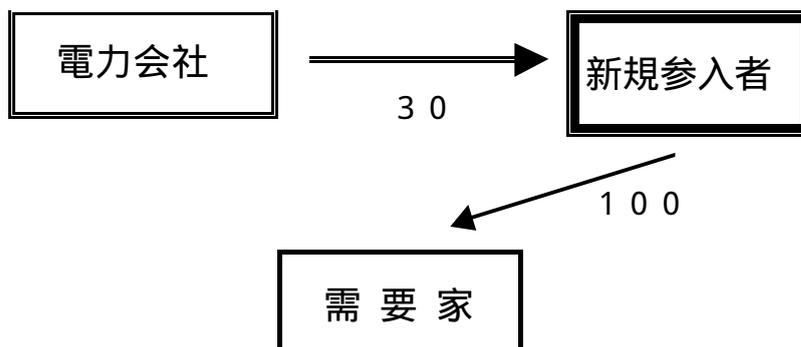
部分供給

1つの需要場所（需要家）に対して新規参入者及び電力会社がそれぞれ電力を供給する形態（電力会社が30，新規参入者が70供給するケース）



常時バックアップ

新規参入者が電力会社から継続的に電力の一部の卸売を受けて、需要家に電力を供給する形態
（電力会社から30の卸売を受け、新規参入者が100供給するケース）



<用語>

部分供給

複数の供給者（例えば，電力会社と新規参入者）が，1つの需要場所に対して行う電気の小売。

負荷追隨

日々刻々と変動する電力需要に合わせて発電出力を調整すること。

常時バックアップ

電力会社が，特定規模電気事業として電力の小売供給を行う新規参入者等に対して行う継続的な電気の供給。

接続供給約款（託送約款）

新規参入者等が電力会社の送電線網を利用する際に適用される約款（経済産業大臣への届出制：電気事業法上は接続供給に係る料金その他の供給条件について定めた接続供給約款として定義されている）。

「しわとり」バックアップ

電力会社が，新規参入者による需要家への供給における需要量に対する発電量の不足分について一定部分までを補うこと。具体的には30分間における需要量と発電量との差の3%以内の電力供給を意味する。託送約款における「負荷変動対応電力」に当たり，料金その他の供給条件は同約款に規定される。

事故時バックアップ

新規参入者の発電設備の事故等により需要家の需要に応じて供給する電力に不足が生じた場合に，当該不足電力を電力会社が補給すること。託送約款における「事故時補給電力」に当たり，料金その他の供給条件は同約款に規定される。

余剰電力量

自家発電事業者や新規参入者の発電設備による総発電量から，自家消費分や小売分を差し引いた電力量。

電力の部分供給等に係る独占禁止法上の考え方

電力会社が、部分供給により小売電力市場に参入しようとする事業者（新規参入者）や当該新規参入者から供給を受ける需要家に対して、取引拒絶、排他条件付取引、差別的取扱い等を行うことにより、新規参入者の事業活動を困難にし、市場における競争を実質的に制限する場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、これらの行為により、新規参入者の事業活動を困難にするときには、個々の行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる。

1 部分供給の拒絶

需要家等からの部分供給の要請を放置したり、交渉開始や交渉期間を殊更引き伸ばすこと、部分供給を拒絶することや、その条件を不当に厳しくすることにより事実上部分供給を拒絶することは、需要家が電力会社から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。

また、新規参入を促進するためには、需要家や新規参入者が全量供給方式、部分供給方式及び常時バックアップ方式のいずれかの方式を自由に選択できる環境が不可欠であり、需要家等からの部分供給の要請を受けた電力会社が、当該需要家に部分供給する新規参入者に対して、自己から常時バックアップ供給を受けることを強要することは、独占禁止法上違法となるおそれがある（抱き合わせ販売等、優越的地位の濫用等）。

2 負荷追従できない新規参入者に負荷追従することを求めること

電力の供給に当たっては、電力需要の変化に合わせて発電出力を調整する（負荷追従する）ことが必要であり、電力会社が部分供給の申出に対してあらかじめ供給する量を定めることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、電力会社がその供給区域において100%近い市場シェアを有する現状においては、新規参入者から供給を受ける需要家に対して、電力会社が、例えば、以下の場合のように、負荷追従を伴う部分供給を拒否することは、需要家が電力会社から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。

負荷追従できない新規参入者に対して、事前に定めた供給量のみ部分供給を行うことにより、新規参入者が負荷追従するよう求めること。

負荷追従できない新規参入者に対して、供給割合に応じて負荷追従を分担するよう求めること。

3 事前通知の義務付け

電力会社が、負荷追従を伴う部分供給を行う場合に、現行の電気事業制度を前提とすると計画的

な発電を行うため、新規参入者の予定供給量の事前通知を求める必要性があることは否定できない。

しかしながら、接続供給約款上、新規参入者が電力会社の送電線を利用して小売する際に、実際に供給された量が事前通知された予定供給量を一定以上下回った場合、事故時バックアップ相当の契約超過金が新規参入者に課せられることとなるので、電力会社の日々の発電計画作成の必要性を超えた事前通知の期限、内容等を求めることは、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがある。特に、発電量を調整することが困難な電源の発電予定量について事前通知を求める期限を不当に早く設定し、発電予定量を計算する単位時間を必要以上に詳細に区切ることが、事前通知された予定供給量と実績供給量とに差異を生じさせやすくし、発電量を調整することが困難な電源しか有していない事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別取扱い等）。

例えば、需要家に新規参入者の供給予定量について事前通知を義務付けることは、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある。

電力会社が発電計画を作成する観点から必要と認められる時刻より前に、需要家に新規参入者の供給予定量の事前通知を求めること。

電力会社が発電計画を作成する観点から必要と認められる最小限の単位時間当たりの供給予定量に比べて、詳細に区切った単位時間当たりの供給予定量の事前通知を求めること。

事前通知に係る事務を新規参入者に委託することを禁止することにより、事前通知手続に過大な負担を課すこと。

4 部分供給料金の不当な設定

需要家等からの部分供給の要請に対して、公表された標準メニューに比べ、不当に高い料金を設定し、又は一方的に料金体系を不利に設定することは、需要家が電力会社から全量供給を受けざるを得ず、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い、排他条件付取引等）。

部分供給となることによって、例えば、当該需要家への供給部分の負荷率の悪化、計量の仕組みや契約関係の複雑化に伴う合理的なコストアップを超えた価格設定を行うこと。

部分供給に変更したことに伴う経常的なコストアップがないにもかかわらず、従来よりも高い料金を設定すること。

部分供給に変更したことによって、従来よりも高い料金体系を設定(又は示唆)すること。

5 バックアップ(「しわとり」バックアップ、事故時バックアップ)料金の設定

託送及びこれに附随して不可避免的に発生する事故時バックアップ等の料金その他の供給条件については、接続供給約款に規定し、当該接続供給約款を行政に届け出ることを義務付け、新規参入者による接続供給約款の利用が困難であるなど接続供給約款の内容が不適切な場合には、電気事業法の規定による変更命令が発動されることとされている。また、電力会社が正当な理由なく託送を拒

んだ場合には、電気事業法の規定による託送命令が発動されることとされている。

しかしながら、事故時バックアップ等を受けることが新規参入者が小売市場に新規参入するに当たり必要不可欠なものであり、かつ、電力会社はその供給区域において100%近い市場シェアを有し、事故時バックアップ等の提供主体が電力会社以外にない状況を踏まえると、例えば、以下の場合には、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、優越的地位の濫用等）。

接続供給約款の適用に当たって、事故時バックアップの契約キロワット等当事者間での協議に委ねられている事項について、電力会社が交渉に応じない、又は正当な理由がないにもかかわらず、一方的に協議事項を決めること。

6 余剰電力の購入拒絶

電力会社が、従来新規参入者が有する電源から供給される電力を購入していたにもかかわらず、新規参入者に対し当該電源に係る余剰電力の購入を拒絶することは、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶等）。

7 余剰電力の購入価格の差別的設定等

電源を保有する事業者が、全量を電力会社に卸売する場合と異なり、その一部を小売に転用する場合には、小売量の変動に伴う余剰電力量の変動が生じ得ることから、電力会社が全量購入時に比べた供給の安定性の低下を反映した購入単価の引下げを行っても、独占禁止法上問題とならない。

しかしながら、新規参入者の余剰電力の供給先を電力会社以外に見出すことが容易でない現状においては、電力会社が余剰電力の買取り料金を、小売を開始した者に対して従来よりも不当に低く設定することは、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別対価等）。

また、新規参入者の総発電実績量が事前に通知された小売電力及び余剰電力の供給予定量の合計に達しない状況に関して、当該未達成量を小売電力の不足量と余剰電力の不足量に区分けする方式を定める場合、電力会社が、当該未達成量を小売電力の不足量に不当に多く配分することは、新規参入者の費用負担を過大なものとし、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（優越的地位の濫用等）。

8 小売料金の不当な設定

事業者が顧客獲得活動において競争者に対抗して価格を引き下げることが、正に競争の現れであり、通常の事業活動において広くみられるものであって、その行為自体が問題となるものではない。また、長期契約を締結した顧客に対して割安な料金を設定することも、それ自体が独占禁止法上問題となるものではない。

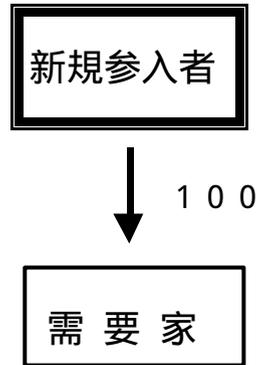
しかしながら、電力会社はその供給区域において100%近い市場シェアを有することから、こうした電力会社が新規参入者への対抗手段として、新規参入者が交渉を行っている需要者に対し、

又は交渉を行っていない需要家であっても新規参入者の顧客となり得る相当数の需要家に対して、複数年契約の割安料金を提示し、その解約金を不当に高く設定する等途中解約が困難である場合には、顧客囲い込み効果が大きく、新規参入者が他に容易に取引先を見出すことを困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引等）。

新規参入者による電力供給形態

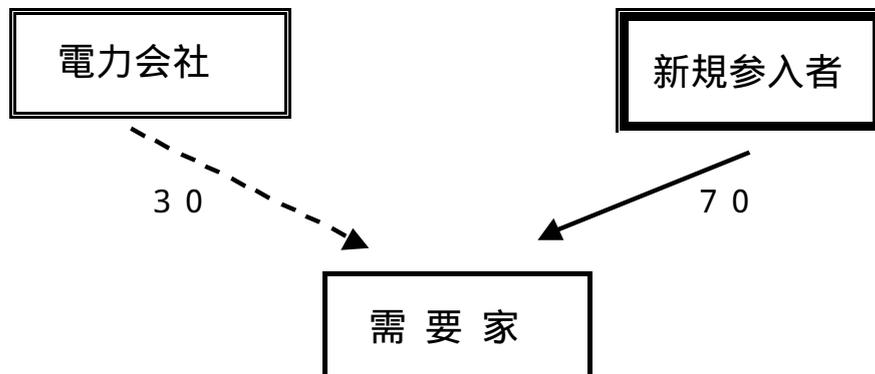
全量供給

新規参入者が需要家に電力を全量供給する（電力会社からは事故時等のバックアップ）形態



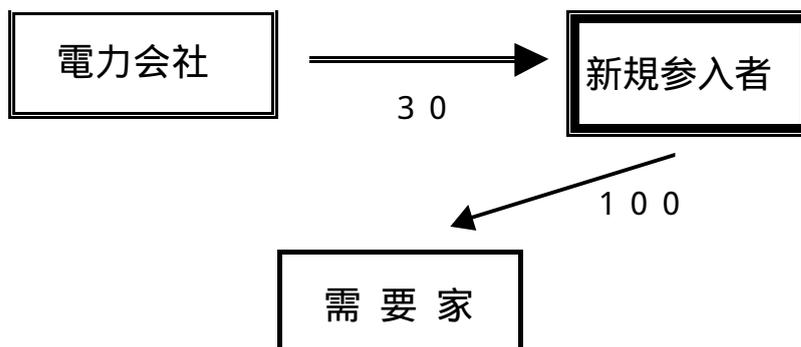
部分供給

1つの需要場所（需要家）に対して新規参入者及び電力会社がそれぞれ電力を供給する形態（電力会社が30，新規参入者が70供給するケース）



常時バックアップ

新規参入者が電力会社から継続的に電力の一部の卸売を受けて、需要家に電力を供給する形態
（電力会社から30の卸売を受け、新規参入者が100供給するケース）



<用語>

部分供給

複数の供給者（例えば，電力会社と新規参入者）が，1つの需要場所に対して行う電気の小売。

負荷追従

日々刻々と変動する電力需要に合わせて発電出力を調整すること。

常時バックアップ

電力会社が，特定規模電気事業として電力の小売供給を行う新規参入者等に対して行う継続的な電気の供給。

接続供給約款（託送約款）

新規参入者等が電力会社の送電線網を利用する際に適用される約款（経済産業大臣への届出制：電気事業法上は接続供給に係る料金その他の供給条件について定めた接続供給約款として定義されている）。

「しわとり」バックアップ

電力会社が，新規参入者による需要家への供給における需要量に対する発電量の不足分について一定部分までを補うこと。具体的には30分間における需要量と発電量との差の3%以内の電力供給を意味する。託送約款における「負荷変動対応電力」に当たり，料金その他の供給条件は同約款に規定される。

事故時バックアップ

新規参入者の発電設備の事故等により需要家の需要に応じて供給する電力に不足が生じた場合に，当該不足電力を電力会社が補給すること。託送約款における「事故時補給電力」に当たり，料金その他の供給条件は同約款に規定される。

余剰電力量

自家発電事業者や新規参入者の発電設備による総発電量から，自家消費分や小売分を差し引いた電力量。